

**【ロシア】**  
**関税同盟に輸入される貨物の通関価格と**  
**通関申告に関する問題**  
(移転価格、ライセンス料、提出書類について)

(2014年12月)

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)  
モスクワ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 目次

I. はじめに.....	1
II. 通関価格と移転価格の相関関係 .....	1
III. ライセンス料の通関価格への算入.....	2
IV. 輸入通関申告時の提出書類.....	3

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 DLA Piper に作成委託し、2014 年 12 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび DLA Piper は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび DLA Piper がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部  
進出企業支援課  
※2015 年 4 月 1 日の組織変更により、部課名  
およびメールアドレスが変更となりました。  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・モスクワ事務所  
E-mail : [rsm-doc@jetro.go.jp](mailto:rsm-doc@jetro.go.jp)

## 【ロシア】関税同盟に輸入される貨物の通関価格と通関申告に関する問題 (移転価格、ライセンス料、提出書類について)

### I. はじめに

本レポートは、関税同盟に輸入される貨物の通関価格と通関申告に関する問題を手短かに検討することを目的としている。

### II. 通関価格と移転価格の相関関係

#### (1) 総括

ロシアの法律には、関税上の通関価格の決定と管理を規定するルールと、税務上の移転価格を規定するルールが別々に存在する。

通関価格の決定方法と、移転価格の規則は異なる。<sup>1</sup>

法律では、移転価格上の場合も含め、関税法規向けの「関連企業」と税務法規の規則による「被支配企業」に異なる定義付けを行っている。<sup>2</sup>

#### (2) 通関価格と移転価格の関連性

通関上は取引価格が許容範囲内であっても、それが税務上も許容範囲内であることにはならない。さらにロシアでは、通関上で関連企業であることが取引価格に影響しなかったことを証明しても、そのことが税務上では考慮されないという判例ができつつある。

例として、LLC “Mazda Motor Rus” (以降 “Mazda”) が、法人利益税の計算に際し、損失額を低減した税務当局の決定を無効とするよう訴えた裁判を挙げる。<sup>3</sup>

この裁判で、申告人は様々な事由の中から特に以下により自らの立場を主張した：

- ・ 関税紛争で裁判を行った時、申告人が輸入される自動車の通関価格を輸入品の実際の取引価格を元に決定したことの合法性に関する問題が裁判所で審議された。
- ・ 法的効力を持つようになった関税紛争の判例により、申告人と外国の自動車販売会社が関連企業であることは、税務上の自動車の購入価格に影響しなかった。

税務署は関税紛争の裁判による結論は、自動車の通関価格に関するものでありロシア連邦税法第 40 条を考慮していないため、税務紛争に適用されないと発表した。

---

<sup>1</sup> 通関価格の決定方法は、2008 年 1 月 25 日付協定「関税同盟の関税国境を越えて移動する貨物の通関価格の決定について」、および通関価格決定方法の適用に関するユーラシア経済委員会理事会の勧告に記載あり。移転価格規則は、ロシア連邦税法第 14.1 章（前ロシア連邦税法第 40 章）に記載がある。

<sup>2</sup> ロシア連邦税法第 40 条

<sup>3</sup> 裁判番号 A40-4381/2013

第一審では Mazda の立場が支持され、納税者に有利な判決が下された。しかし、上訴審は税務署の立場をとり、以下により第一審の判決を取り消した：「別の裁判で税関当局が証拠を提示しなかったことが、即、会社と販売会社双方で決めた価格に両者が関連企業であることが影響しなかったという結論にはつながるわけではない。」<sup>4</sup>

破棄審は裁判を別の状況により（移転価格に関連した取引価格決定方法について）第一審に差し戻した。第一審の裁判所は Mazda の訴えを満たすことを拒絶した。関税紛争での判例が税務紛争に適用可能かという問題は、新たな審議の中で破棄審でも第一審でも取り上げられなかった。

### (3) 通関価格決定のための移転価格に関する書類の使用

納税者は税務当局に対し、管理対象となっている取引の条件、双方の支払義務、その他の情報を記述した書類を提出する義務がある。<sup>5</sup>この要求は、取引額に関係なく、管理対象となる貿易取引すべてにつき適用される。

世界税関機構（WCO）の勧告によると、移転価格に関する書類は、通関価格に関連する販売状況調査の情報源の一つとなり得る。<sup>6</sup>この勧告をロシアの法律で実施することに関しては、まだ専門の委員会や作業部会で検討中である。

### (4) 関税リスク最小化に関するアドバイス

アドバイスとしては、個々のケースの実際の状況により異なる。それでも、共通のアドバイスとして以下を特筆することができます。

- ・ 貿易取引の価格算出は、移転価格の規則だけでなく、売り手と独立した買い手・輸入業者により同一または同様の商品がロシアに納入される場合の取引価格を拠り所とする；
- ・ 通関価格決定が正当であることの法的根拠を事前に準備し、取引価格算出の段階でそれを批判的に分析する；
- ・ 相応する法律の改定を待たずに、移転価格に関する書類を通関価格決定の正当性を裏付ける証拠の一つとして税関当局に提出する；
- ・ 関税の内部監査を行う際、税関当局により通関価格を修正されるリスクがどのくらいあるかにより、大きな注意を払う。

## Ⅲ. ライセンス料の通関価格への算入

### (1) 総括

輸入貨物の通関価格を、貨物に対して実際に支払われたまたは支払われるべき取引価格を元に決定する場合（決定法1）、以下に挙げる2つの条件を満たせば、知的財産権対象物の使用に対するライセンス料や同様の料金（特許料、商標料、著作権料を含む）が追加される<sup>7</sup>：

- ・ 評価対象の貨物に関わるライセンス料；
- ・ ライセンス料の支払いが評価対象貨物を販売する条件となる。

<sup>4</sup> 2014年4月4日付第9商事上訴裁判所決議 裁判番号 A40-4381/2013 決議番号 09AP-28095/2013AK

<sup>5</sup> ロシア連邦税法 105.15 条

<sup>6</sup> 世界税関機構（WCO）勧告（コメント 23.1）

<sup>7</sup> 2008年1月25日付ロシア連邦、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国政府間協定「関税同盟の関税国境を越えて移動する貨物の通関価格の決定について」第5条

これらの条件を分析する際、「評価対象（輸入）貨物の販売」が意味するのは、関税同盟の統一関税圏への輸出のための販売であり、その先当該貨物を関税同盟の統一関税圏で転売することではないということを考慮する必要がある。

## (2) 法律の今後の発展

ユーラシア経済委員会は、ライセンス料や同様の料金を輸入貨物に対して実際に支払われた、または支払われるべき価格に追加することに関する決議案を起草した。この草案では国際法や他国の法律の規範が考慮されている。<sup>8</sup>

起草された決議案が、2015年1月1日より始動するユーラシア経済同盟の法的基盤形成の際に考慮されることが期待されている。

また、将来的には保留された通関価格を決定する方法論の策定も期待されている。これによって、関税評価時に正確なライセンス料がわからない場合に（例えば、ライセンス料が輸入貨物の売上の何パーセントという形で設定されている場合）、通関価格決定の基本的方法を使用することが可能となる。

## (3) 輸入業者へのアドバイス

すべての書類に以下を明確に記述する必要がある：

- ・ ライセンス料を徴収する対象物；
- ・ 複数の知的財産権対象物の権利を一つの契約書で譲渡する場合、税関当局がライセンス料のどの部分が輸入貨物に該当し、どの部分が該当しないのかという疑問を抱かないように、支払いの種類と金額を知的財産権対象物ごとに明確に分ける。

## IV. 輸入通関申告時の提出書類

### (1) 輸入通関申告時に提出する書類のリスト

輸入通関申告書提出時に提出が義務付けられている書類のリストは、関税同盟関税基本法第183条に規定されている。

このリストはかなり広範にわたるため、様々な税関で多様な解釈がされる原因となっている。

### (2) 輸入通関申告時に提出する書類のリストの縮小

連邦税関局では、通関申告時に申告人が提出すべき書類やコピーの数を削減する作業を行っています。削減は段階的に行われ、第一段階として、担当省庁間の情報交換にITを導入したことにより、紙の書類の分量が削減されています。

連邦税関局は、通関申告時に以下の書類のオリジナルやコピーを提出する必要がないとしています：

- ・ 関税の支払いや支払保証の確証<sup>9</sup>；

<sup>8</sup> 例：関税および貿易に関する1994年一般協定第7条、世界税関機構（WCO）技術委員会の資料、EU関税法の規定、EU関税評価大綱

<sup>9</sup> 2014年2月18日付連邦税関庁局第271号「貨物通関申告時提出書類リストの縮小について」

- ・ 適合証明と、関税同盟の枠内で統一書類の発行を前提とする評価（認証）が義務付けられた製品の統一リストに入る製品の適合宣言登録証。同様に、適合証明と関税同盟の技術基準への適合宣言<sup>10</sup>；
- ・ ロシア連邦の記述基準への適合証明と、流通製品のロシア連邦の技術基準への適合宣言<sup>11</sup>；
- ・ 輸出管理分野でのロシア連邦法で管理対象品となっている商品ではないという鑑定結果<sup>12</sup>。

申告人は相応の書類を担当の機関で作成し受領する義務があり、これら書類の番号・発行日等を通関申告書に記載する義務があることにご注意ください。以下に述べるように、税関当局はこれら書類のコピーを自動化システムにより電子版で直接取り寄せることができる。

### (3) 自動情報システムの利用

税関行政簡素化のために、税関当局は以下を利用している：

- ・ 省庁間の電子相互システム<sup>13</sup>；
- ・ 統一自動情報システム（以降“UAIS”）<sup>14</sup>。

上記の情報システムは、第一に、輸入貨物通関の提出書類リストの最小化を目的としている。

省庁間の電子相互システムの目的は、他の国家機関（税務当局、ロシア連邦経済発展省など）が作成・管理している台帳の情報を税関当局が自立的に入手できるようにすること。

税関当局は、電子版での通関申告時および貨物のリリース（リリースの拒絶）、貨物リリース後、および当該貨物への税関管理実施時に UAIS を使用している。それ以外に、UAIS を利用することで税関当局は申告人とリモートで連絡をとることができる。例えば、税関当局は UAIS を通じて申告人に追加の情報や書類を請求する権利がある。

以上

<sup>10</sup> 2014 年 3 月 6 日付連邦税関局令 第 405 号「貨物通関申告時提出書類リストの縮小について」

<sup>11</sup> 2014 年 3 月 6 日付連邦税関局令 第 404 号「貨物通関申告時提出書類リストの縮小について」

<sup>12</sup> 2014 年 3 月 12 日付連邦税関局令 第 447 号「貨物通関申告時提出書類リストの縮小について」

<sup>13</sup> 2008 年 9 月 8 日付連邦政府決定決議第 697 号「統一省庁間電子相互システムについて」、2014 年 11 月 19 日付連邦政府決定第 1222 号「今後の統一省庁間電子相互システムの発展について」

<sup>14</sup> 2013 年 9 月 17 日付連邦税関局令第 1761 号「電子版での通関申告時および貨物のリリース（リリースの拒絶）、貨物リリース後、および当該貨物への税関管理実施時の、税関当局による統一自動情報システムの使用手順の承認について」